

令和 8 年 9 月 25 日招集

令和 8 年 第 9 回

東 根 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

東 根 市 農 業 委 員 会

令和8年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年9月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（16名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
8番	石山一穂	9番	栗原洋幸	10番	芦野繁美
11番	阿部昇	12番	寒河江一浩	13番	大江正好
15番	中谷裕	16番	高橋浩一	17番	東海林光輝
18番	門脇功				

1. 欠席委員は、次のとおりである。（3名）

7番	永瀬清一	14番	加藤友英	19番	菅原繁治
----	------	-----	------	-----	------

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第16号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第5 報第17号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第6 報第18号 農地法第5条第1項の規定による許可内容の訂正について
- 第7 議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第9 農地あっせん委員会の報告
- 第10 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農政主査兼農政係長 高橋 範一 農地主査兼農地係長 後藤 美智子
主任 小山田 ルミ

1. 議 長 農業委員会会長代理 門 脇 功

1. 議事の顛末

【議長】

ただいまから、令和8年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届け出ありました委員は7番永瀬清一委員、14番加藤友英委員、19番菅原繁治委員であります。

まだ見えていない議員は6番山科幸子委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

15番中谷裕委員、16番高橋浩一委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配布している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第16号農地の転用の例外確認申請についてから、日程第8、議第35号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの3報告と2案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。高橋農政主査、お願いします。

【高橋農政主査兼係長】

令和8年第9回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容についてご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は5件です。

報第16号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。2頁をお願いします。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号8番 転用しようとする土地の表示。土地の所在：神町南一丁目●●●●。地目：畑、面積：796㎡の内151.3㎡。土地所有者：●●●●。申請者住所氏名：東根市神町南一丁目●●●● ●●●●。転用の理由：農業用倉庫及び通路を整備する。所要面積：追認案件で農業用倉庫23.35㎡、通路125.95㎡です。以下、受付番号9番から12番までの4申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。3頁をお願いします。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は3件です。

報第17号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号85番 土地の所在：大字沼沢字横台●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：708㎡ほか4筆。賃貸人住所氏名：東根市大字沼沢●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市大字関山●●●● ●●●●。解約後の利用：自己保全です。

以下、受付番号86番から87番までの2申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。5頁をお願いします。

今月は農地法第5条第1項の許可内容の訂正が1件あります。

報第18号 農地法第5条第1項の規定による許可内容の訂正について

別紙土地に係る農地法第5条第1項の規定による許可内容について訂正の申出があり、県知事より許可されたので本会に報告するものです。

農地法第5条第1項の規定による許可内容の訂正について

土地の所在：宮崎一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：251㎡。譲渡人住所氏名：東根市三日町一丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：尾花沢市横町一丁目●●●● ●●●●。転用後の主要目的：居宅、駐車場、通路他。所要面積計：353.52㎡。備考として、所有権移転、併用地あり。申請年月日：令和8年6月3日。許可年月日：令和8年7月8日。訂正願の理由：令和8年6月25日、許可相当として県に進達後、譲受人が申請名義を、単有名義ではなく共有名義であったとして申請内容の差し替えを行い、これを県が許可したものです。7頁をお開きください。

ただいま説明いたしました、例外確認申請、及び農地法第5条の訂正箇所を示す位置図ですので参考にしてください。8頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、11件です。

議第34号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。9頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号157番 土地の所在：大字東根元東根字大木沢●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：166㎡。譲渡人住所氏名：東根市温泉町二丁目●●●● ●●●●。事由：農業廃止、経営面積：2 a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：9 a です。

以下、受付番号158番から10頁の受付番号166番までの9申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。11頁をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号167番 土地の所在：大字泉郷元沢渡字神明●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,712㎡。貸人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：44 a。借人住所氏名：東根市若木三条通り●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：443 a です。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。12頁をお開きください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は7計画であります。

議第35号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。13頁をお開き下さい。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号1番 土地の所在：大字六田字長谷●●●●。現況地目：田、認定面積：818㎡ほか4筆。貸人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●● ●●●●。契約期間：始期：令和8年11月28日、終期：令和18年11月30日。賃借料：10 a あたり10,974円です。

以下、番号2番から15頁の番号7番までの6計画については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、報告案件 3 件と議案 2 件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第 9、農地あっせん委員会の報告を、農地あっせん委員会委員長より求めます。
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を 9 月 17 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 3 条による所有権移転の許可申請 10 件、賃貸借権設定の許可申請 1 件、合計 11 件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る 9 月 15 日に実施しました、農地あっせん委員による関係、地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに所有権移転の許可申請についてですが

受付番号 157 番から 159 番、161 番から 165 番の申請事由は、経営規模拡大となります。

受付番号 160 番の申請事由は、新規就農となります。受付番号 166 番の申請事由は、部分贈与による新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号 167 番の申請事由は経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において新規就農として、●●●●氏ほか 1 名の聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画等については、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましてもよろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会の報告を終わります。

これより質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第10、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、1番清野周治委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時12分でありますので午前10時30分前を目途に地区委員会を終了してくださるようお願いします。

それでは休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時28分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【8番石山一穂委員】

はい、議長。

【議長】

石山委員、どうぞ。

【8番石山一穂委員】

14頁の番号6番について、賃借料がとても安く設定されていますが、これはどうしてでしょうか。事務局の説明を求めます。

【議長】

事務局の説明をお願いいたします。

【後藤農地主査兼係長】

はい、石山委員のご質問にお答えします。

番号6番につきましては、旧集積計画の賃貸借契約中に所有者が亡くなりまして、相続人が不存在ということでしたが、この度、それまで耕作されていた借人が中間管理機構を介し、所有者不明農地としての貸し借りが成立したものです。賃料の設定についても中間管理機構や借人等と協議を重ねまして、長瀬・松沢地区の地域の相場10aあたり15,000円のところ借人が土地改良区費を負担していることを鑑み、改良区費相当を差引き、1,500円を中間管理機構へ支払うことで合意したものとなっております。10aあたり1,500円は桁が違う、安いのではないかとということでご指摘いただきましたが、そういった根拠があつての金額となっております。参考までですが、受付番号7番についても、同じ貸人となっており、ここも所有者不明農地制度を使いまして、中間管理機構との貸し借りとなっておりますが、土地改良区費が入っていないため、従前の契約金額と同額で認められたもの、となっております。

以上、説明となります。

【1番清野周治委員】

議長、よろしいですか。

【議長】

清野委員、どうぞ。

【1番清野委員】

所有者の相続人はいないのですか。

【議長】

後藤農地主査兼係長、どうですか。

【後藤農地主査兼係長】

はい、相続人調査をしたところ、相続人不存在ということでした。

【議長】

清野委員。

【1番清野委員】

了解しました。

【議長】

石山委員もよろしいでしょうか。

【8番石山委員】

了解しました。ありがとうございました。

【議長】

みなさん、他にありませんか。無ければ、これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【6番山科幸子委員】

6番山科です。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第34号については、経営規模拡大及び新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしている認め、許可することの意見の一致をみました。

議第35号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【4番留場美佐委員】

4番留場です。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第34号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしている認め、許可することの意見の一致をみました。

議第35号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【10番芦野繁美委員】

10番芦野です。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第34号については、経営規模拡大及び部分受贈による新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしている認め、許可することの意見の一致をみました。

議第35号については、地域の中心となる担い手等に貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第16号農地の転用の制限の例外確認申請について、報第17号農地賃貸借契約の合意解約について、及び報第18号農地法第5条第1項の規定による許可内容の訂正については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第34号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に1番清野周治委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第34号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。

よって、議第34号については、許可することに決しました。

1番清野周治委員の復席を求めます。

1番清野周治委員に申し上げます。

ただいま議第34号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第35号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画についてお諮りいたします。議第35号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数と認めます。

よって、議第35号については、決定することに、決しました。

以上で日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第9回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時40分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長 門脇 功

議事録署名委員 中谷 裕

議事録署名委員 高橋 浩一